

適正な施工確保のための技術者制度検討会（第10回）
議事概要

○日 時：平成28年4月22日（金）15：00～17：00

○場 所：中央合同庁舎3号館1階共用会議室

○出席者（五十音順、敬称略）：

秋山哲一、井出多加子、大森文彦、小澤一雅、木下誠也

＜監理技術者と主任技術者の役割の明確化＞

- ・タイプAとタイプBの2種類に大別することについて、概ね問題ないが、全ての主任技術者等を2つのタイプのどちらに分類するかの判断基準は、引き続き検討が必要ではないか。
- ・販売代理店だから施工体制から排除するというのではなく、売買の仲介業務だけの役割を担う者は施工体制から排除するという方向性は問題ないのではないか。

＜大規模工事における元請技術者の配置＞

- ・複数の監理技術者で連帯責任を負うという考え方もあると思うが、監理技術者は原則1人とするという整理で問題ないのではないか。
- ・大規模工事には、監理技術者を補佐する技術者の配置が望ましいとした時に、その技術者にはどの程度の能力を求めるか、また、配置を促すための運用をどうするかなど、引き続き検討が必要ではないか。

＜監理技術者等の専任配置＞

- ・監理技術者等の専任要件について、金額要件以外の要件など引き続き検討が必要ではないか。
- ・監理技術者等が非専任期間に他の専任工事に従事する仕組みについて、これを認める場合の条件など引き続き検討が必要ではないか。

以上